

令和4年函審第16号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a 1
職 名 A甲板員
海技免許 六級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年5月6日23時15分

北海道小島南岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 159トン

全 長 39.41メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 588キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、右舷側に右から2号レーダー及び魚群探知機を、左舷側に右からGPSプロッター、1号レーダー及び機関遠隔操縦装置を、左舷前面窓天井付近に第二種船橋航海当直警報装置（以下「居眠り防止装置」という。）をそれぞれ備えた鋼製漁船で、a2船長及びa1受審人ほかインドネシア共和国籍の技能実習生（以下「実習生」という。）4人を含む9人が乗り組み、かにかご漁の目的で、船首1.8メートル船尾4.2メートルの喫水をもって、令和4年5月6日22時00分北海道松前港を発し、北海道大島周辺の漁場に向かった。

a1受審人は、22時15分松前小島灯台から084度（真方位、以下同じ。）9.9海里の地点で、実習生1人とともにa2船長から船橋当直を引き継ぎ、針路を小島北方沖合に向く270度に定めて自動操舵とし、潮流により左方へ9度圧流されながら、10.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

ところで、a1受審人は、船橋当直を引き継いだとき、発航前に自宅で休養をとっており、睡眠不足や疲労が蓄積した状態ではなかった。

a1受審人は、人の動きを5分間感知しないと警報が発するように設定した居眠り防止装置を作動させた中、操舵室右舷後部に設置された椅子に腰を掛けた姿勢で当直に当たり、22時35分松前小島灯台から086度6.5海里の地点に達したとき、周囲に船舶を認めなかったことなどから気が緩んで眠気を催したが、強い眠気ではなかったため、漁場まで眠気を我慢できるものと思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらずに続航した。

こうして、a1受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、実習生が操舵室左舷壁際に設置された椅子に腰を掛けながら

スマートフォンで動画を見ていたことから a 1 受審人が居眠りに陥っていることに気付くことも居眠り防止装置が作動することもなく、左方へ圧流されながら小島南岸に向かう状況に気付かないまま進行し、23時15分松前小島灯台から204度1,100メートルの地点において、寿々丸は、原針路及び原速力で、同岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、付近海域には南方に向かう潮流があった。

a 2 船長は、操舵室後方の仮眠室で仮眠していたところ、衝撃を感じて直ちに昇橋し、状況を確認して乗揚の事実を知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、球状船首に破口を伴う凹損、船首部及び中央部船底外板に凹損並びに推進器翼に欠損及び曲損などを生じたが、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、松前港西方沖合において、大島周辺の漁場に向けて航行する際、居眠り運航の防止措置が不十分で、小島南岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、夜間、松前港西方沖合において、椅子に腰を掛けた姿勢で大島周辺の漁場に向けて航行中、周囲に船舶を認めなかったことなどから気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、強い眠気ではなかったのに、漁場まで眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢を続けて居眠りに陥り、小島南岸に向かって進行して同岸の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ

るに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 2 月 1 4 日

函館地方海難審判所

審判官 大 野 浩